**２　私立学校法施行細則**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | |
| ○私立学校法施行細則 |
| 昭和42年５月２日規則第32号 |
| 改正 |
| 昭和42年６月27日規則第42号 |
| 昭和48年３月９日規則第10号 |
| 昭和53年４月４日規則第38号 |
| 平成４年３月31日規則第26号 |
| 平成６年３月31日規則第21号 |
| 平成７年２月17日規則第６号 |
| 平成12年３月28日規則第40号 |
| 平成14年３月29日規則第49号 |
| 平成16年３月30日規則第18号 |
| 平成17年３月４日規則第４号 |
| 平成17年３月22日規則第７号 |
| 平成20年３月28日規則第38号 |
| 平成20年11月28日規則第84号 |
| 平成20年12月９日規則第90号  令和２年３月24日規則第７号 |
| 令和７年３月28日規則第33号 |
| 私立学校法施行細則をここに公布する。 |
| 私立学校法施行細則 |
| （趣旨） |
| 第１条　この規則は、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号。以下「政令」という。）及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| （寄附行為の認可の申請） |
| 第２条　法第23条第１項の規定による学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為認可申請書及び寄附行為に、省令第３条第５項第１号及び第２号に掲げる書類並びに別に定める様式による施設費及び設備費の財源調書を添えてしなければならない。 |
| （寄附行為の補充の請求） |
| 第３条　法第25条第１項の規定による寄附行為の補充についての請求は、別に定める様式による寄附行為補充請求書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 |
| (１)　補充しようとする事項を記載した書類 |
| (２)　請求者の設立者との関係を記載した書類 |
| （寄附行為変更の認可の申請） |
| 第４条　法第108条第３項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更認可申請書に、省令第44条第１項第１号及び第３号、第６項、第９項、第10項又は第11項に定める書類を添えてしなければならない。この場合における同号の書類は、次に掲げる書類とする。 |
| (１)　変更後の寄附行為 |
| (２)　当該申請に係る寄附行為の変更が、省令第44条第６項、第10項又は第11項に規定する場合に係るものであるときは、前号に掲げる書類及び第２条の施設費及び設備費の財源調書 |
| （寄附行為変更の届出） |
| 第４条の２　法第108条第５項の規定による寄附行為の変更についての届出は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更届に、省令第44条第１項第１号に掲げる書類及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。 |
| （解散の認可の申請） |
| 第５条　法第109条第３項の規定による学校法人の解散についての認可の申請は、別に定める様式による解散認可申請書に、省令第47条第１項第１号から第４号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。 |
| (１)　寄附行為 |
| (２)　当該学校法人の登記事項証明書 |
| （解散の届出） |
| 第６条　法第109条第５項の規定による学校法人の解散についての届出は、別に定める様式による解散届によってしなければならない。 |
| （合併の認可の申請） |
| 第７条　法第126条第３項の規定による学校法人の合併についての認可の申請は、別に定める様式による合併認可申請書に、省令第48条第１項各号（第７号を除く。）に掲げる書類及び合併前の各学校法人の登記事項証明書を添えてしなければならない。 |
| （清算中に就職した清算人の届出） |
| 第８条　法第115条の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、別に定める様式による清算中に就職した清算人届に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。 |
| （清算結了の届出） |
| 第９条　法第122条の規定による清算人がする清算結了についての届出は、別に定める様式による清算結了届によってしなければならない。 |
| （準学校法人への準用） |
| 第10条　第２条から前条までの規定は、法第152条第６項において準用する法第３章の規定に基づいてする同条第５項の法人（以下「準学校法人」という。）に係る申請、請求及び届出の手続について準用する。 |
| （組織変更の認可の申請） |
| 第11条　法第152条第７項の規定による学校法人又は準学校法人が準学校法人又は学校法人となることについての認可の申請は、別に定める様式による組織変更認可申請書に、省令第57条第１項各号に掲げる書類（当該申請が同条第６項前段に規定する場合に係るものであるときは、同条第１項各号及び同条第６項第１号から第３号までに掲げる書類）のほか、第２条の施設費及び設備費の財源調書及び変更後の寄附行為を添えてしなければならない。 |
| （登記の届出） |
| 第12条　政令第６条第１項の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたことについての届出は、別に定める様式による登記届によってしなければならない。 |
| （理事等の就任の届出等） |
| 第13条　政令第６条第２項の規定による理事、監事、評議員又は会計監査人の就任又は退任についての届出は、別に定める様式による理事等就任（退任）届によってしなければならない。 |
| 附　則 |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（昭和42年６月27日規則第42号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（昭和48年３月９日規則第10号） |
| この規則は、昭和48年４月１日から施行する。 |
| 附　則（昭和53年４月４日規則第38号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成４年３月31日規則第26号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成６年３月31日規則第21号） |
| １　この規則は、平成６年４月１日から施行する。 |
| ２　この規則による改正後の私立学校法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等について適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。 |
| 附　則（平成７年２月17日規則第６号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成12年３月28日規則第40号） |
| この規則は、平成12年４月１日から施行する。 |
| 附　則（平成14年３月29日規則第49号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成16年３月30日規則第18号） |
| この規則は、公布の日から施行する。 |
| 附　則（平成17年３月４日規則第４号） |
| この規則は、平成17年３月７日から施行する。 |
| 附　則（平成17年３月22日規則第７号） |
| この規則は、平成17年４月１日から施行する。 |
| 附　則（平成20年３月28日規則第38号） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| ２　この規則による改正後の私立学校法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。 |
| 附　則（平成20年11月28日規則第84号） |
| １　この規則は、平成20年12月１日から施行する。 |
| ２　この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。 |
| ３　改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 |
| 附　則（平成20年12月９日規則第90号） |
| １　この規則は、公布の日から施行する。 |
| ２　この規則による改正後の私立学校法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。  附　則（令和２年３月24日規則第７号）  　この規則は、令和２年４月１日から施行する。 |
| 附　則（令和７年３月28日規則第33号） |
| １　この規則は、令和７年４月１日から施行する。 |
| ２　この規則による改正後の私立学校法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届について適用し、同日前に提出した届については、なお従前の例による。 |

私立学校法施行細則に規定する別に定める様式を定める要綱（平成20年12月9日付け総務第830号　岩手県総務部総務室法務私学担当課長通知）

　（趣旨）

第１条　この要綱は、私立学校法施行細則（昭和42年岩手県規則第32号。以下「細則」という。）に規定する別に定める様式を定めるものとする。

　（様式）

第２条　細則の規定により別に定める様式は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 様式の種類 | 様　式 | 関係条項 |
| １ | 学校法人（準学校法人）寄附行為認可申請書 | 様式第１号 | 第２条、第10条 |
| ２ | 施設費及び設備費の財源調書 | 様式第２号 | 第２条、第４条、第10条、第11条 |
| ３ | 寄附行為補充請求書 | 様式第３号 | 第３条、第10条 |
| ４ | 学校法人（準学校法人）寄附行為変更認可申請書 | 様式第４号 | 第４条、第10条 |
| ５ | 学校法人（準学校法人）寄附行為変更届 | 様式第５号 | 第４条の２、第10条 |
| ６ | 解散認可申請書 | 様式第６号 | 第５条、第10条 |
| ７ | 解散届 | 様式第７号 | 第６条、第10条 |
| ８ | 合併認可申請書 | 様式第８号 | 第７条、第10条 |
| ９ | 清算中に就職した清算人届 | 様式第９号 | 第８条、第10条 |
| 10 | 清算結了届 | 様式第10号 | 第９条、第10条 |
| 11 | 組織変更認可申請書 | 様式第11号 | 第11条 |
| 12 | 登記届 | 様式第12号 | 第12条 |
| 13 | 理事等就任（退任）届 | 様式第13号 | 第13条 |

附　則

１　この要綱は、私立学校法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第90号）の施行の日から施行する。

２　この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

　　　　附　則

１　この要綱は、令和３年12月１日から施行する。

２　この要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年５月12日から施行する。